

片品村青年就農給付金給付要綱

第1 趣旨

経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

本事業の実施にあたっては、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）、群馬県新規就農者確保事業実施要領及び群馬県新規就農者確保事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

第2 給付要件等

1 新規に就農するもので次の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

給付要件を満たさなくなったときは、ただちに村に届け出なければならない。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 45 歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族（3 等親以内の者をいう。）から賃借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること（別添 7）。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 4 第 6 項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用賃借による権利の設定をしている場合及び同条第 22 項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。

イ 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有している又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、給付期間中に、同法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 青年等就農計画に青年就農給付金申請追加資料（様式第 2 号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると片品村長に認められること。

なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする（なお、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、(2)のア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。

(6) 片品村が策定する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下、「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。

(7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

(8) 原則として一農ネットに加入していること。

(9) 平成23年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(10) 原則として片品村内に住所を有すること。

(11) 片品村税等の滞納がないこと（申請者及び同世帯員）。

(10) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号（以下、暴力団対策法という。））第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

ウ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

エ 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

キ 暴力団員と密接な交友関係を有する者

2 1の要件を満たさなくなったときは、ただちに村に申請しなければならない。

第3 給付金額及び給付期間

1 給付金の額は、経営開始初年度は、給付期間1年につき1人あたり150万円を給付し、経営開始2年目以降は、給付期間1年目につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金を除く。以下同じ。）を減じた額に3／

5 を乗じて得た額（1 年未満は切捨て）を給付する。ただし、前年の総所得が 100 万円未満の場合は 150 万円を給付する。また、給付期間は最長 5 年間（平成 27 年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後 5 年度目分まで）とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、給付期間 1 年につき夫婦合わせて、第 3 の 1 の額に 1.5 を乗じて得た額（1 円未満は切捨て）を給付する。

(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

(3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

3 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該新規就農者（当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に給付期間 1 年につきそれぞれ第 3 の 1 の額を上限に給付する。

なお、経営開始後 5 年以上経過している農業者と法人を設立する場合は、給付の対象外とする。

4 次に掲げる事項に該当する場合は、給付金の給付を停止する。

(1) 第 2 の要件を満たさなくなった場合。

(2) 農業経営を中止した場合。

(3) 農業経営を休止した場合。

(4) 第 4 の 7 の報告を行わなかった場合。

(5) 第 4 の 8 の就農状況の現地確認等により、次の事項に該当するなど、適切な農業経営を行っていないと事業実施主体が判断した場合

① 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合

② 耕作すべき農地を遊休化した場合

③ 農作物を適切に生産していない場合

④ 農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日かつ年間 1,200 時間）未満である場合

⑤ 改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合

(6) 第 6 の 2 に定める報告の徴収、又は立入調査に協力しない場合。

(7) 給付対象者の前年の総所得が 350 万円以上であった場合（その後、350 万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。）。

5 次に掲げる要件に該当する場合は給付対象者は給付金を返還しなければならない。

ただし、(1) に該当する場合にあつては、病気や災害等のやむを得ない事情として村が認めた場合はこの限りではない。

(1) 4 の (1) から (5) に掲げる事項に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等行った場合は給付金の全額を返還する。

- (3) 第2 給付要件等1の(2)のアのただし書きによる給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。

第4 事業の実施手続き

1 青年等就農計画等の承認申請

給付金の給付を受けようとする者は、青年等就農計画承認申請書(様式第1号)に、青年等就農計画等(基盤強化法第14条の4第1項により認定された青年等就農計画及び様式第2号)を添付し、村に承認申請する。

なお、給付期間が複数年度に及ぶ場合、交付対象期間は当該年度ごとに申請することとする。

2 青年等就農計画等の承認

給付金の給付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第2の要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請者に通知する。

なお、審査にあたっては、必要に応じて、農業事務所等の関係機関や農業経営士等の関係者による面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

3 青年等就農計画等の変更申請

- (1) 2の承認を受けた者が、青年等就農計画等を変更する場合は、青年等就農計画変更申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、1に準じて申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)

- (2) 青年等就農計画等の変更申請があった場合は、2の手續に準じて、承認する。

4 給付申請

- (1) 2の承認を受けた者は、給付申請書(様式第3号)を作成し、給付金の給付を申請する。給付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する給付金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

- (2) 給付申請の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で給付金を給付する。給付金の給付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに給付金の給付を行うものとする。

なお、村の判断により1年分の給付金を一括で給付することができるものとする。

5 変更給付申請

- (1) 4の申請を行った者が、3の青年等就農計画等の変更に伴い、給付申請の内容に変更が生じる場合は、村に変更を申請する。

- (2) 給付申請書の内容に変更があり、変更の内容が適当であると認めた場合は予算の範囲内で変更した内容に基づき給付金を給付する。

6 給付の中止及び休止

- (1) 給付金の給付を受けた者（以下「給付金受給者」という。）は、給付金の受給を中止する場合は中止届（様式第4号）を村に提出する。
- (2) 給付金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届（様式第5号）を村に提出する。休止届を提出した給付金受給者が就農を再開する場合は経営再開届（様式第6号）を村に提出する。
- (3) 給付金受給者から中止届の提出があった場合、又は第3の4の（1）、（2）、（4）、（5）、（6）いずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。
- (4) 給付金受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。給付金受給者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

7 就農報告等

(1) 就農状況報告

給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（様式第7号）を村に提出する。

(2) 住所等変更報告

給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（様式第8号）を村に提出する。

8 就農状況の確認

就農状況報告を受けたときは、必要に応じて、農業事務所等の関係機関や農業経営士等の関係者と協力し、給付金を給付している期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、農業事務所等の関係機関や農業経営士等の関係者と連携して適切な指導を行う。確認は、就農状況確認チェックリスト（様式第10号）を使い、以下の方法により行う。

(1) 給付金受給者への面談

ア 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

(2) 圃場確認

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか

イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

9 給付金の返還及び返還免除

- (1) 第3の5に該当した場合、給付金受給者に給付金の返還を命ずる。
- (2) 給付金受給者は、第3の5の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（様式第9号）を村に提出する。
- (3) 給付金受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合

は給付金の返還を免除することができる。

- (4) 給付金受給者から給付金の返還があったときは、予算措置等おこない、返還された給付金を群馬県に対して返還するものとする。

10 村は、受給者の営農上の諸課題の相談に応じる相談体制を整備するものとする。

第5 給付対象者情報の共有

- 1 給付対象者の給付金の給付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、情報を共有することにより、給付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

- 2 村は、青年等就農計画等や給付申請書等の提出があった場合、国の実施要綱別記1第7の3の(2)青年就農給付金対象者データベースに給付情報等を速やかに登録するものとする。

- 3 本事業の実施に際して得る個人情報については、様式第11号により適切に取り扱うものとする。

第6 その他

- 1 村は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、給付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

- 2 村は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、給付対象者に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができる。

- 3 偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月9日に全部改正し、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号 (第4の1関係)
様式第2号 (第4の1関係)
様式第3号 (第4の4関係)
様式第4号 (第4の6関係)
様式第5号 (第4の6関係)
様式第6号 (第4の6関係)
様式第7号 (第4の7関係)
様式第8号 (第4の7関係)
様式第9号 (第4の9関係)
様式第10号 (第4の8関係)
様式第11号 (第5の3関係)

別添1 (様式第2号関係)
別添2 (様式第2号関係)
別添3 (様式第2号関係)
別添6 (様式第2号関係)
別添7 (様式第2号関係)
別添9 (様式第2号関係)
別添11 (様式第2号関係)
別添13 (様式第7号関係)
別添14 (様式第7号関係)